

令和6年1月31日

# 医師の働き方改革に関するこれまでの進捗と 今後のスケジュール等について

神奈川県健康医療局保健医療部医療課人材確保グループ  
【医療勤務環境改善支援センター事務局】

TEL: 045-210-4877

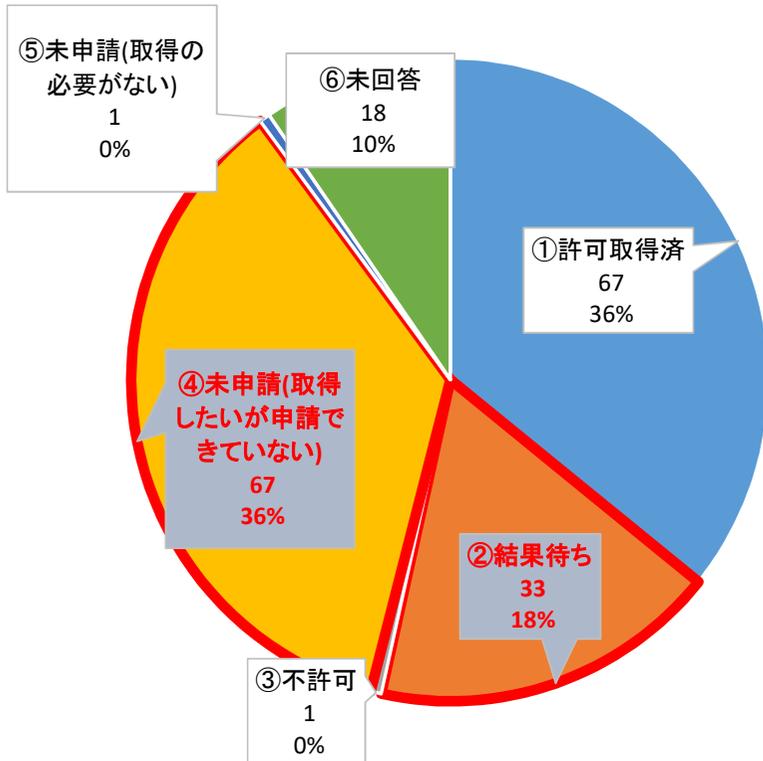
E-mail: [ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp)

# 1 働き方改革に関する取組の進捗について

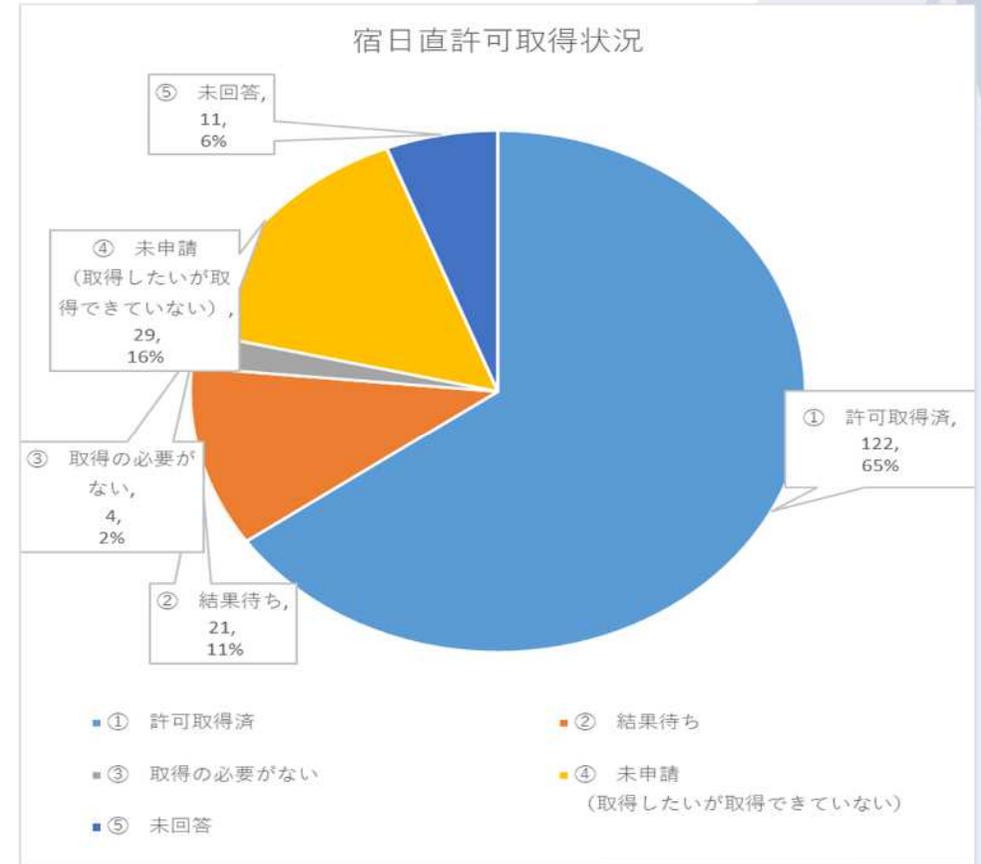
# 宿日直許可の取得状況の比較

救急医療機関187病院のうち、宿日直許可（宿直）を取得割合は、35%（R5.6月時点）から65%へ

宿日直許可（宿直）の取得・申請状況（n=187病院）



宿日直許可取得状況



# 都道府県別の評価センターの受審状況

評価センター受審申込 受付状況  
令和6年1月29日現在

都道府県名	申込件数	都道府県名	申込件数
北海道	24	滋賀県	7
青森県	6	京都府	13
岩手県	5	大阪府	35
宮城県	11	兵庫県	22
秋田県	2	奈良県	4
山形県	3	和歌山県	2
福島県	10	鳥取県	3
茨城県	4	島根県	2
栃木県	8	岡山県	5
群馬県	5	広島県	10
埼玉県	25	山口県	3
千葉県	28	徳島県	3
東京都	51	香川県	2
神奈川県	34	愛媛県	2
新潟県	4	高知県	5
富山県	2	福岡県	28
石川県	3	佐賀県	3
福井県	2	長崎県	2
山梨県	2	熊本県	3
長野県	8	大分県	4
岐阜県	14	宮崎県	3
静岡県	16	鹿児島県	7
愛知県	27	沖縄県	14
三重県	6		
合計	482		

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

## ■ 評価センターの受審状況（1/29現在）

- ・ 評価センター受審申込件数は、全国で482件
  - ・ 県内医療機関の受審申込件数は34件
- ⇒特例水準の申請予定医療機関は35件（今後増減の可能性あり）  
（県webフォームアンケート結果より）

## ■ 県への申請状況（1/29現在）

- ・ 指定済： 1件
- ・ 審議中： 16件
- ・ 申請中： 3件

# 国の普及啓発の取組 基本的な情報の周知

- ◆国から各医療機関へポスター等を発送済
- ◆国のポータルサイトからポスター等のデータのダウンロードも可能なため、必要に応じてダウンロードをお願いします。



ポスター



リーフレット



パンフレット

# 県の普及啓発の取組 基本的な情報の周知

## ◆県公式HPに県民向けの働き方改革ポータルサイトを開設

The screenshot shows the Kanagawa Prefectural Government website. At the top, there is a navigation bar with the Kanagawa logo and the text 'Kanagawa Prefectural Government'. Below this, there are several menu items: '防災・緊急情報', '選んで探す', '分類から探す', '組織で探す', and 'マイトピック'. The main content area features a large heading: 「上手な医療のかかり方」 みんなで支える"神奈川"の医療～医師の働き方改革～. Below the heading, there is a sub-heading: 2024年4月から開始される医師の働き方改革の関連情報をまとめたポータルサイト。平常時及び救急時の受診方法や相談窓口、医療機関案内などについて掲載しています。 To the right of the main content, there is a sidebar with the heading 「よくみられているページ」 and a list of links: 新型コロナウイルス感染症対策ポータル, LINE「かながわ子育て」パーソナルサポート, 海岸・港湾監視カメラ, 県職員採用, 上下水道料金のお支払い方法, and 県の広報. At the bottom of the sidebar, there is a section for '神奈川県公式動画'.

## ◆X(旧Twitter)に医師の働き方改革に関する動画を投稿

The screenshot shows a tweet from the account '神奈川県庁広報 @KanagawaPref\_PR'. The tweet text is: 【#医師の働き方改革 4月にスタート】医療機関は診療時間外、限られた体制で重症患者さん等に対応しています。緊急時以外は、平日・日中の診療時間内に受診しましょう。持続可能な医療提供体制の維持のため、ご協力をお願いします。#医療 #医療体制 [#上手な医療のかかり方] pref.kanagawa.jp/docs/t3u/wsr/i... Below the text is a video player showing a video titled '医師の働き方改革' (Doctor Working Style Reform). The video features cartoon illustrations of doctors and a large green arrow pointing upwards. The video player shows a progress bar at 0:00 / 1:00 and various control icons. Below the video player, the tweet metadata is displayed: 午後5:17 · 2024年1月25日 · 5,583 件の表示.

⇒ 今後は県作成のリーフレットも配布予定

## 県の普及啓発に関する取組

時期	内容
12月	県公式HPにポータル開設
1月	公式Xに(旧Twitter)に医師働き方改革に関する動画と県民へ呼びかける投稿を予定、動画については各病院に配布予定
2月	県のたより2月号に医師の働き方改革の記事を掲載予定
	リーフレットの配布を予定
3月	市町村と連携して普及啓発を実施予定

## 2 働き方改革に関する今後のスケジュール

# 特定労務管理対象機関の指定に係る県への申請について

## 【ポイント】

### <令和5年度>

- ◆ 申請期日: 2月22日(木)まで
- ◆ 医療審議会: 3月下旬開催予定
- ◆ 指定時期: 3月29日(金)以降

間に合わない場合...

### <令和6年度>

- ◆ 指定手続きは継続して実施
- ◆ 医療審議会の開催時期及び指定時期は未定

医 第 3521 号  
令和6年1月19日

県内医療機関管理者 様

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長  
( 公 印 省 略 )

医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定申請の期限  
について (通知)

本県の医療行政の推進につきまして、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和5年5月31日付け医第1581号により、特定労務管理対象機関の指定に係る県への申請の期限を令和5年10月31日と案内させていただいたところで、

一方で、医療勤務環境評価センター（以下「評価センター」という。）による審査の進捗状況等により、当該期日に間に合わなかった医療機関に対して、県は個別に対応しており、令和5年12月28日までに申請いただいた医療機関については、令和5年度第2回神奈川県医療審議会に諮問を行っております。

この中で、現在評価センターによる審査を受審中の医療機関の皆様から本県への申請期日について、多くお問い合わせをいただいているところです。

つきましては、令和5年度中に本県から特定労務管理対象機関としての指定を受ける場合の本県への申請期日について、令和6年2月22日(木)までとさせていただきます。

なお、令和5年度第3回医療審議会は3月下旬を予定しており、審議会後の手続きの都合上、本県からの指定通知については、令和6年3月29日(金)以降となります。

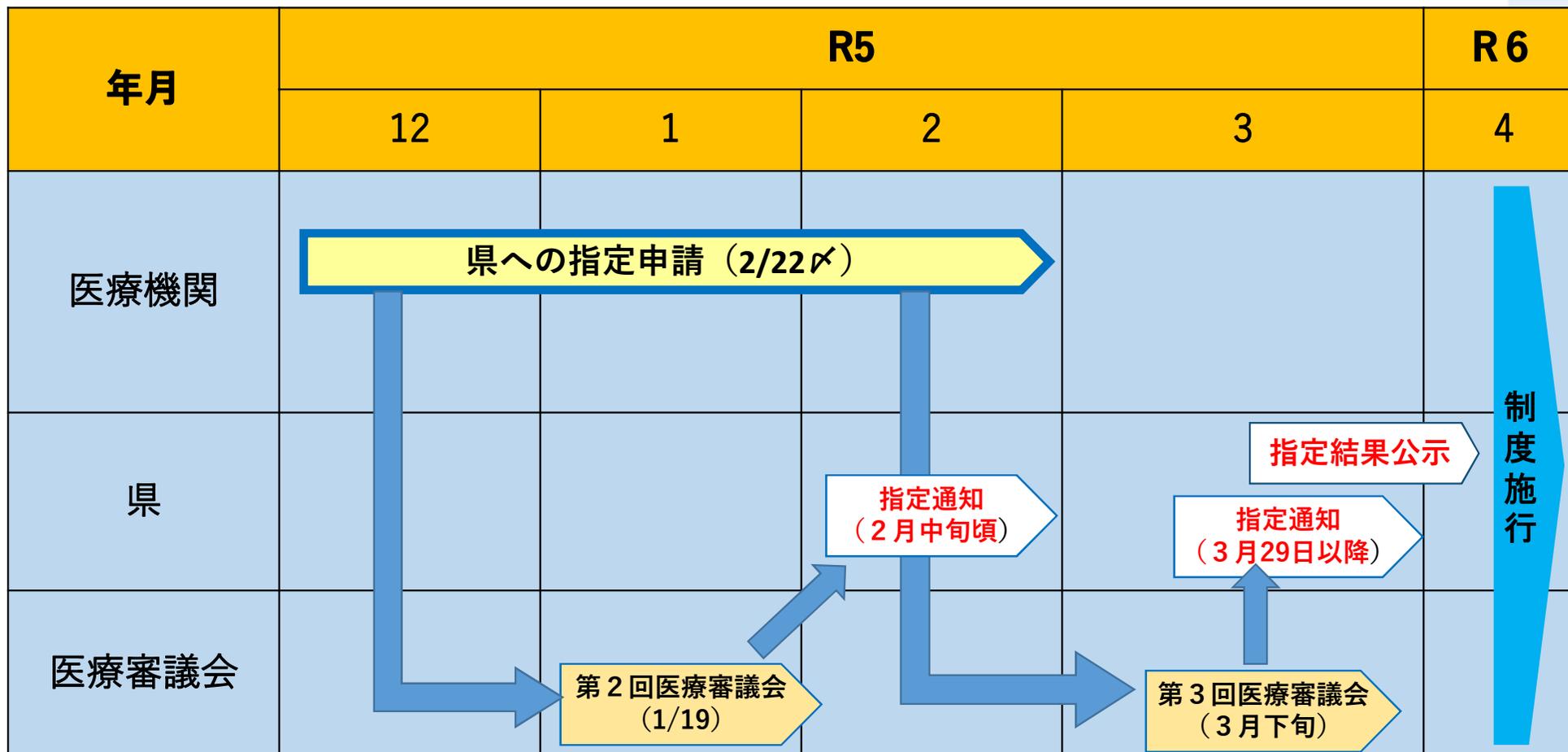
そのため、令和5年度中に36協定の締結及び労働基準監督署への届出を予定している医療機関におかれましては、大変恐縮でございますが並行して準備を進めていただきますようお願いいたします。

併せて、令和5年度中の指定を受けようとする医療機関におかれましては、今回の申請が最後となりますため、手続きに遺漏なきようお願いいたします。

また、期日以降に申請のありました医療機関におかれましては令和6年度中に開催する医療審議会に諮問することになりますので、重ねてご了承くださいませようお願いいたします。令和6年度の開催日程については現時点で未定です。

問合せ先  
(神奈川県医療勤務環境改善支援センター事務局)  
人材確保グループ 新澤、原田  
電話番号 045-210-4877  
メール ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

# 特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール



# 3 今後の動きについて

# 特定労務管理対象機関の指定の円滑な実施等（厚労省事務連絡）

令和5年5月26日付け 国→県 事務連絡

（厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室 → 都道府県）

事 務 連 絡  
令和5年5月26日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

特定労務管理対象機関の指定の円滑な実施と地域医療提供体制の確保  
に向けた取組について（依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

各都道府県におかれましては、令和6年4月の医師の時間外・休日労働時間の上限規制の適用開始に向け、特定労務管理対象機関の指定の手續に係る準備や、医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）等を通じた医療機関の支援に取り組まれていることと存じます。この指定の手續に関連して、「特定労務管理対象機関の指定申請を予定する医療機関の状況について（調査依頼）」（令和5年3月22日付け事務連絡）で、各都道府県で把握している既存の特定労務管理対象機関の申請予定の状況を提供していただいたところですが、令和6年4月に向けた指定の円滑な実施や地域医療提供体制の確保のためには、引き続き、医療機関の準備状況を適切に把握し、準備状況を踏まえ更なる取組支援を行っていくことが重要です。

つきましては、上述の趣旨を踏まえ、以下の取組の実施をお願いします。また、必要に応じて、状況を確認させていただく場合があることを御承知おきください。

# 勤務間インターバル及び代償休息の付与に係るシミュレーションの実施

## 要旨（表題の該当部分について）

- 特例水準を予定している医療機関の皆様は、次のとおり、令和6年4月以降の勤務間インターバルを考慮した勤務計画の作成及び勤務実態に基づく代償休息の付与に係るシミュレーションを行ってください。

- ・ 診療機能への影響が生じることがないように
- ・ 地域の医療提供体制を確保する観点から
- ・ 少なくとも、令和6年4月以降に時間外・休日労働が年960時間を超えると見込まれる医師が1人でも所属する診療科において

- なお、当該シミュレーションはその目的を鑑み、評価センターの評価受審前に実施されていることが望ましいです。

# 医療法第25条第1項に基づく立入検査における新たな検査項目について①

## 立入検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において新たに確認が必要な検査項目があります。

項目	概要	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

2

# 医療法第25条第1項に基づく立入検査における新たな検査項目について②

## 医療機関へのご連絡事項

引き続き、立入検査の実施に向けた準備について進めていただくようお願いいたします。

- 2024年4月以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において、全医療機関を対象に医師の時間外・休日労働時間に応じた、適切な追加的健康確保措置の履行について、確認することとなります。

## 医療機関へのご連絡事項

- 面接指導及び勤務間インターバル・代償休息のルールが未履行であることを確認された場合には、改善に向けた取組が重要です。  
立入検査を実施する機関より、改善に向けて、医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）に支援を依頼するよう医療機関に指導する場合があります。その際には、勤改センターへの支援を依頼し、改善の取組を実施することについて、適切にご対応いただくようお願い致します。  
（医療機関の改善の取組が十分になされない場合には、都道府県より改善命令や特例水準の取消の措置ができることとなっています。）
- 医療機関において、2024年4月以降の立入検査の円滑な実施に向けた必要なお準備をお願いいたします。

16

# 医療法第25条第1項に基づく立入検査における新たな検査項目について③

The screenshot shows the 'いきサポ' website interface. At the top left is the logo and name 'いきサポ' (Ikisapo). To the right is a search bar with 'サイト内検索' (Search on site) and a magnifying glass icon. Further right are links for '文字サイズ' (Text size), '標準' (Standard), and '拡大' (Enlarge). A '勤改センター一覧' (List of勤改 centers) button is also visible. Below the search bar is a navigation menu with items: '勤務環境の改善について' (About improving the work environment), '取り組み事例・提案の紹介' (Introduction of cases and proposals), '役に立つ情報' (Useful information), and 'その他' (Others). The main content area has a yellow background with the text: '医療機関の勤務環境の改善に役立つ！' (Helpful for improving the work environment of medical institutions!), 'いきサポでは、各種情報や医療機関の取り組み事例を紹介しています。' (Ikisapo introduces various information and cases of medical institution activities). There are four buttons in a 2x2 grid: 1. '医師の働き方改革を学ぶのが初めての方はこちら' (For those who are new to learning about doctors' working conditions reform). 2. 'イベント開催案内' (Event information). 3. '医師の働き方改革の制度解説・最新情報' (System explanation and latest information on doctors' working conditions reform). 4. '医療機関の取り組み事例紹介' (Introduction of medical institution activity cases). The third button is circled in red, and a blue callout box points to it with the text '医師の働き方改革の制度解説・最新情報をクリック' (Click on system explanation and latest information on doctors' working conditions reform).

医師の働き方改革の制度解説・最新情報をクリック

# 医療法第25条第1項に基づく立入検査における新たな検査項目について④

## 医療法第25条第1項に基づく立入検査について

2. 就業上の措置  
医師の働き方改革にかかる医療法第25条第1項について

就業上の措置の実施状況の確認の概要は以下のとおり。

1. 確認事項

日本の厚生労働省等の医療および関連行政機関による動画指導が実施されていることを確認の上、面接指導実施医師意見に基づき、措置の要否や措置の内容について記載された記録があることを確認。

2. 確認方法

(1) 面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間が100時間以上となった医師の一覧」(\*)を提示し、確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。 ※「1. 面接指導の実施」と同一一覧。

(2) 面接指導の就業上の措置の実施を確認

面接指導実施医師の意見に基づく措置内容について、「措置の要否や措置の記録」(\*)を提示し、必要な記載があることを確認。

黒川 典誉

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者  
働き方改革推進室  
室長補佐

医療機関向け説明動画が公開されています

医療機関向け説明資料が掲載されています

医師の働き方改革にかかる立入検査について (医療機関向け)

[pdf:2.5MB]

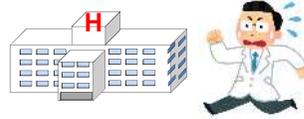
# 勤務医の労働時間短縮の推進 (地域医療介護総合確保基金 事業区分VI)

勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。(医療機関が行う事業に対し都道府県が補助を実施)

## 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

### 1. 補助の対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。



< 具体的要件 (いずれかを満たす) >

※診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

- ①救急用の自動車等による搬送件数が年間1000件以上2000件未満
- ②救急搬送件数が年間1000件未満のうち、
  - ・夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上で地域医療に特別な役割がある医療機関
  - ・離島、へき地等で同一医療圏内に他に救急対応可能な医療機関が存在しない等、特別な理由の存在する医療機関
- ③地域医療の確保に必要な医療機関であって、
  - ・周産期医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関
  - ・脳卒中や心筋梗塞等の急性期医療を担う医療機関で、一定の実績を有するなど、5疾病5事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

### 2. 交付の要件 ※B水準・連B水準相当 (派遣先は労働時間を通算し以下の要件を満たせば可)

月の時間外・休日労働時間が80時間を超える医師を雇用(雇用予定含む)している医療機関で、年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える36協定を締結している若しくは締結を予定していること。

### 医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組

医療機関において医師の労働時間短縮計画を策定し、勤務環境改善の体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- ・複数主治医制の導入
- ・女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組



### 3. 補助対象経費

上記の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助。

### 4. 補助基準額

最大使用病床数 × 133千円

※20床未満の場合は20床として算定。

# 「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の活用事例とポイント



補助は **何** に使えるの？  
働き方改革を推進するのにもっと **資金** が必要！  
**問合せ** はどこに行けばいいの？

そんなあなたのために  
お答えします。



## 補助対象経費のこれまでの活用事例

以下の活用事例は、医師の労働時間短縮を強力に進めていくために、働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組みとして、**これまでに活用された事例をご紹介します。**



### 人材確保に関する経費

- ・タスク・シフト／シェアに係る新規雇用費
- ・複数主治医制の導入経費
  - ✓ 日直・当直明けの勤務医新規雇用
  - ✓ 勤務医の新規雇用
  - ✓ 夜勤勤務医の新規雇用
- ・医師事務作業補助者等（診療報酬の加算とならない範囲）の確保経費 等



### ICT機器、設備費等

時短に資するものであれば医療機器も可

- ・患者説明用のタブレット端末、AI問診システム等の初期購入費
- ・画像診断システム、画像ファイリングシステムの導入に係る費用
- ・WEB会議システムの構築費
- ・医師当直室及び休憩室の改修整備 等



### 勤怠管理関係機器

- ・勤怠管理システム（タイムカード、ビーコンシステム等）の導入・連携に係る経費
- ・勤怠管理システムと連携したスマートフォン等の備品購入費
- ・勤怠管理システムと電子カルテとの連携費 等



### 委託費、その他

- ・職員の意識改革に資する研修事業費、各職能団体実施の研修受講料
- ・タスク・シフト達成のため、医療勤務環境改善のためのコンサルタント、人事制度等のアドバイザー（社会保険労務士）の業務委託費 等

資産につながる経費は事業者負担を求めます

## ポイント

### ■ 補助算定方法について

**病床数** × **133,000円** が補助基準（上限）額 \*病床機能報告における最大使用病床数  
(例：300床の病院の場合、約3,900万円が補助基準（上限）額)

### ■ 補助の対象となる医療機関について

年間の救急搬送件数が2,000件未満であって、時間外・休日労働時間が年960時間超え（派遣先は通算）又はその予定がある勤務医がいる医療機関のうち、一定の要件を満たす医療機関。（詳細は各都道府県の補助交付要綱をご確認ください。）  
留意点：診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

- **問合せ先** ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/quality/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/quality/))  
補助事業の活用をご検討・ご相談の際は都道府県にお問合せください。



以上は、毎年各都道府県知事に発出する「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正に記載されている地域医療介護総合確保基金管理運営要領の「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の別記3のポイントを簡潔にまとめた内容です。留意点は、都道府県毎に補助交付要綱が異なりますので補助のご検討にあたっては、各都道府県で示されております補助交付要綱をご確認ください。

# 5 県からのご案内

# 医師の働き方改革推進会議サポートプロジェクトについて



**厚生労働省**

## 医師の働き方改革推進会議

サポートプロジェクト

2024年4月から医師の時間外・休日労働の**上限規制**が始まります。

医師の働き方改革推進会議とは？  
「医師の働き方改革推進会議」は、医師がご自身の立場を振り返りつつ、様々な世代・診療科の医師やその他の職種の職員と現場の状況や課題を共有し、医師の働き方改革について、それぞれの医療機関で意見を交換する会議です。

あなたの医療機関でも医師の働き方改革について意見交換会を開催しませんか？

### 本プロジェクトの内容

医師の働き方改革推進会議の開催サポートを**完全無料**で行います。

- 企画立案支援**  
意見交換会の開催や当日のプログラムなどの企画立案を支援
- 司会者派遣**  
医師の働き方改革制度に精通した意見交換会司会者（ファシリテーター）を派遣
- 会場準備支援**  
オンラインでの会場設置やオンライン会議システム 設定の支援
- 資料の準備支援**  
参加者の事前学習ツールの提供や当日の資料作成の支援

etc

支援に関するお申し込み / 詳しくはホームページをご確認ください。

<https://iryousuishin-hatarakikata-suishin.mhlw.go.jp>



お問合せ先 医師の働き方改革推進会議サポートプロジェクト開催事務局（厚生労働省委託事業実施機関）  
Mail : iryousuishin-hatarakikata-suishin@signalinc.co.jp

## ◆医師の働き方改革推進会議について

医師が自身の働き方を振り返りつつ、様々な世代・診療科の医師や医療関係職種の職員と現場の状況や課題を共有し、医師の働き方改革について、それぞれの医療機関で意見交換する会議

## ◆サポートプロジェクトについて

それぞれの医療機関の医師の働き方改革推進会議における以下の業務を本事業事務局が無料で行います。

- ・ 会議の企画・立案
- ・ 会議への司会者（ファシリテーター）派遣
- ・ 会場設営 等

## ◆URL

<https://iryousuishin-hatarakikata-suishin.mhlw.go.jp/>

⇒ 1 医療機関募集中

# 県医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)の積極的利用について

厚生労働省神奈川県労働局委託「医療勤務管理支援事業」

いよいよ2024(令和6)年4月から、医師の時間外労働の上限規制が適用開始となります。  
医療機関の皆様、勤務環境改善についてお困りことはありませんか？

**神奈川県 相談無料**  
医療勤務環境改善支援センター  
医療労務管理相談コーナー

まずは専門家アドバイザーに相談!!

医師・看護師等の過労防止・定着促進を図ることを目的に、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートするため、医療労務管理アドバイザー(医療業界に強い社会保険労務士等)を派遣し、多様なニーズに対し、支援を行っています。

情報がほしい ヒントがほしい  
アドバイスがほしい!

**無料個別訪問**  
質める医療従事者の  
子カワになります

**支援業務内容**

- 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別訪問・相談対応等
- 勤務環境改善に関する研修会・セミナー開催

希望日に専門家が訪問し、課題解決に向けた支援を行います。

ご質問・お問い合わせはお気軽にどうぞ!

◆センターは来年度も継続して運営予定です

◆労務管理面、医業経営面での両方でご相談いただけます

◆些細なことでも疑問やお悩みがあれば、

遠慮なくお問い合わせください!!

神奈川県医療労務管理相談コーナー

(平日9:00~17:00 土日祭日も除く)

TEL:045-326-6947 FAX:045-326-6967

ホームページからも相談申込ができます。

〒221-0015 神奈川県横浜市  
東上野5-40 神奈川県労働センタービル12階

kanagawa@task-iryō.com

ホームページURL: <https://task-iryō.com/>

ホームページURL: <https://task-iryō.com/kanagawa/>



ご清聴ありがとうございました。